

制度の名称	銚田市被災者生活再建支援金																																																		
支援の種類	給付																																																		
制度の内容	<p>●災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。</p> <p>●支給額は、次のとおりです。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。)</p> <table border="1" data-bbox="343 427 1449 1305"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>基礎支援金</th> <th colspan="2">加算支援金</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>(住宅の被害程度)</th> <th colspan="2">(住宅の再建方法)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">①全壊 (損害割合 50%以上) ②解体</td> <td rowspan="3">100 万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200 万円</td> <td>300 万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100 万円</td> <td>200 万円</td> </tr> <tr> <td>賃借(公営住宅を除く)</td> <td>50 万円</td> <td>150 万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">③大規模半壊 (損害割合 40%台)</td> <td rowspan="3">50 万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200 万円</td> <td>250 万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100 万円</td> <td>150 万円</td> </tr> <tr> <td>賃借(公営住宅を除く)</td> <td>50 万円</td> <td>100 万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">④中規模半壊 (損害割合 30%台)</td> <td rowspan="3">-</td> <td>建設・購入</td> <td>100 万円</td> <td>100 万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>50 万円</td> <td>50 万円</td> </tr> <tr> <td>賃借(公営住宅を除く)</td> <td>25 万円</td> <td>25 万円</td> </tr> <tr> <td>⑤半壊 (損害割合 20%台)</td> <td>20 万円</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>20 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>●支援金の用途は限定されませんので、何にでもお使いいただけます。</p>						基礎支援金	加算支援金		計	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		①全壊 (損害割合 50%以上) ②解体	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円	補修	100 万円	200 万円	賃借(公営住宅を除く)	50 万円	150 万円	③大規模半壊 (損害割合 40%台)	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円	補修	100 万円	150 万円	賃借(公営住宅を除く)	50 万円	100 万円	④中規模半壊 (損害割合 30%台)	-	建設・購入	100 万円	100 万円	補修	50 万円	50 万円	賃借(公営住宅を除く)	25 万円	25 万円	⑤半壊 (損害割合 20%台)	20 万円	-	-	20 万円
	基礎支援金	加算支援金		計																																															
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)																																																	
①全壊 (損害割合 50%以上) ②解体	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円																																															
		補修	100 万円	200 万円																																															
		賃借(公営住宅を除く)	50 万円	150 万円																																															
③大規模半壊 (損害割合 40%台)	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円																																															
		補修	100 万円	150 万円																																															
		賃借(公営住宅を除く)	50 万円	100 万円																																															
④中規模半壊 (損害割合 30%台)	-	建設・購入	100 万円	100 万円																																															
		補修	50 万円	50 万円																																															
		賃借(公営住宅を除く)	25 万円	25 万円																																															
⑤半壊 (損害割合 20%台)	20 万円	-	-	20 万円																																															
活用できる方	<p>●制度の対象となる自然災害は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内において被災者生活再建支援法が適用された市町村が1以上ある自然災害 ・県内において被災者生活再建支援法の適用がないが、住家全壊被害が1世帯以上発生した自然災害 <p>●制度の対象となる被災世帯は、以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①住宅が「全壊」した世帯 ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯) ④住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯) ⑤住宅が半壊した世帯(半壊世帯) <p>●被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。</p>																																																		
お問い合わせ	銚田市福祉事務所 社会福祉課 社会福祉係 (電話番号:0291-36-7920)																																																		